

令和6年度

高効率給湯器設置助成のご案内

区民の方が高効率給湯器を設置する際の経費の一部を助成します。

受付期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）【先着順】

！設置工事完了後の申請です！

	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
助成金額	一律 10万円	一律 5万円	一律 3万円
対象経費	機器本体および付属機器の購入に要する経費、設置工事費		
受付予定件数	40件	40件	23件

※予算が無くなり次第、受付を終了いたします。

助成を受けるための条件

- 品川区民であること。
- 未使用の機器を住宅に設置すること。
- 機器を設置した住宅に住んでいること。
- 機器の設置日が令和6年4月1日以降であること。
- 同一世帯で過去に同種の対象機器の設置助成を利用していないこと。
※異なる種類の機器であれば申請可能です。
- 特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- 法令等および公序良俗に反していないこと。

【注意】

- 分譲マンションなどの区分所有建物に対象機器を設置する場合は、建物の管理者または管理組合法人※の承諾を得ている必要があります。
- 所有していない建物に設置する場合は、所有者の承諾を得ている必要があります。

※建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は第47条第2項の管理組合法人

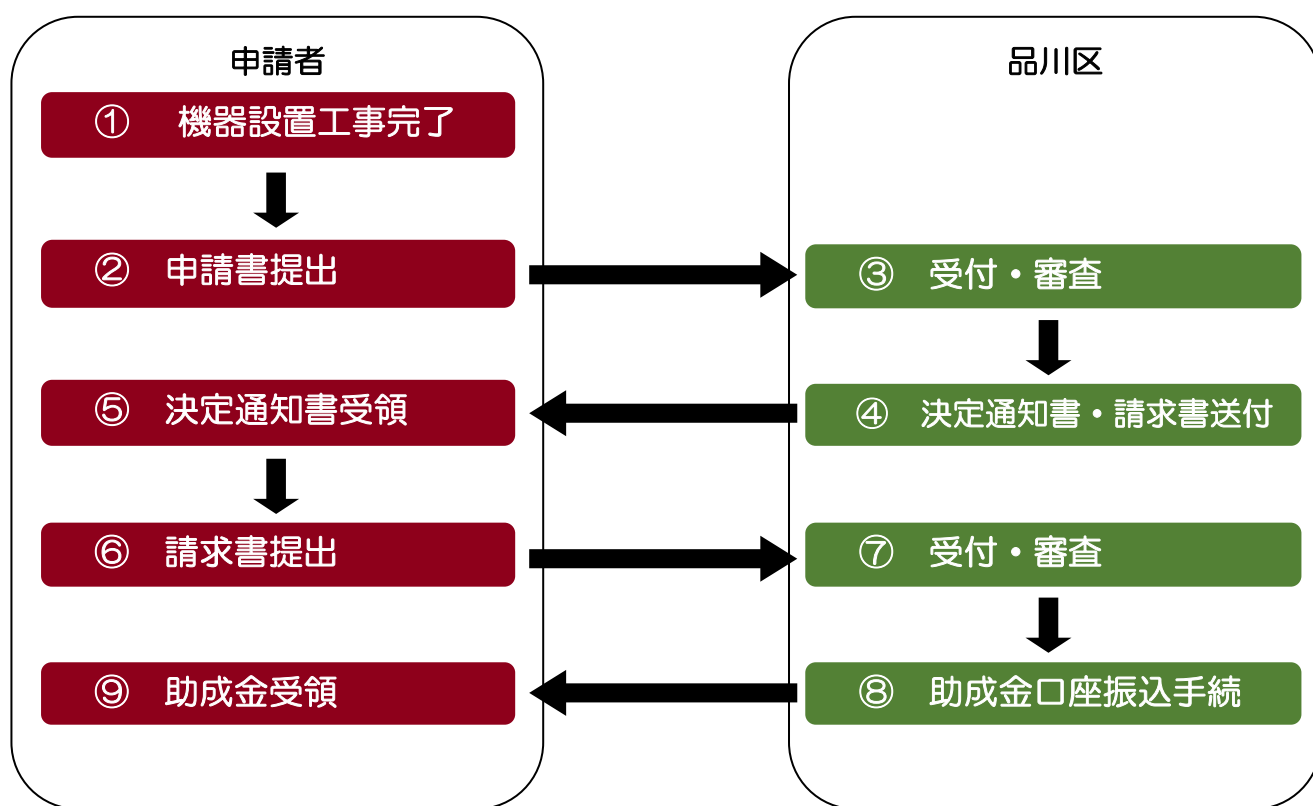
申請方法について

対象機器の設置工事完了後に、申請書と右ページの「申請書添付書類」を一式揃えて提出してください。（窓口・郵送）

※必要書類がすべて揃うまで受付はできません。郵送の場合、不備があればご連絡しますが、書類がすべて揃うまで審査ができません。なお、不備書類の返送は行いません。

※受付最終日の午後5時までに、必要書類をすべて提出し、環境課担当者が書類に不備がないことを確認している必要があります。

助成金受取までの流れ



注意事項

- ◆ 機器の設置を、令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に行った方が対象です。上記期間前・後に設置完了の場合、今年度助成を受けることはできません。
- ◆ 申請に必要な書類が揃った方から先着順に受け付け、審査し、助成を行います。予算が無くなり次第終了となります。
- ◆ 機器の稼動に関係のない付属品などの経費は対象になりません。
- ◆ 算出した助成金額の千円未満の端数は切り捨てとします。
- ◆ 請求書の押印は、シャチハタ不可です。朱肉を使う印鑑（認印可）をご利用ください。

申請書添付書類

番号	添付書類（コピー可）	発行機関
1	機器の設置日が確認できる書類（※1）	機器販売業者など
2	住民票の写し（発行後3カ月以内）	区役所戸籍住民課 地域センター コンビニ交付（※4）
3	機器設置に係る領収書	機器販売業者など
4	機器設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書 や見積書など（領収書の金額と合計金額が一致するもの）	機器販売業者など
5	設置機器・台数が確認できる機器設置完了後の写真 （撮影日要記載）	—
6	対象機器の製造者名、型式名などが確認できるパンフレット類	機器販売業者など
7	（令和5年度相当分）特別区民税・都民税 納税証明書 （※2）	区役所税務課（※3） 地域センター（※3） コンビニ交付（※4）
8	（買い替えの場合のみ）既存の機器の製造者名、型式名などが確認できる写真またはパンフレット類	機器販売業者など
9	所有者承諾書 （設置した建物が自己のみの所有でない場合）	—
10	管理組合承諾書 （区分所有建物に対象機器を設置する場合）	—

- ※1 工事の完了報告書、工事完了日が記載された請求書、機器の保証開始日が記載された書類などが該当します。該当書類がない場合は、**機器の設置日に関する申立書**で代用が可能です。
- ※2 令和4年中の合計所得金額等にかかる住民税の納税証明書になります。
- ※3 住民税の納税証明書の取得先は令和5年1月1日に住民登録していた区市町村です。
- ※4 コンビニ交付利用には**利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード**が必要です。

※その他必要に応じ、上記書類以外についてもご提出いただく場合があります。

●ホームページからダウンロードできるもの

- ・品川区高効率給湯器設置助成金交付申請書
- ・機器の設置日に関する申立書
- ・所有者承諾書（設置した建物が自己のみの所有でない場合）
- ・管理組合承諾書（区分所有建物に対象機器を設置する場合）

対象機器の要件

機器の種類	機器の要件
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム (エネファーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に登録されているもの、またはそれに準じた性能を持つもので、区が認めるものであること。※1
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	JIS 基準（JIS C9220）に基づく年間給湯保温効率（ふろ保温機能あり）が 2.7 以上のもの、又は JIS 基準（JIS C9220）に基づく年間給湯効率（ふろ保温機能なし）が 3.1 以上のもの ただし、次に掲げる機器については、年間給湯効率又は年間給湯保温効率が 2.4 以上であること （1）薄型 2 缶タイプ （2）角型 1 缶タイプ （3）容量が 200 リットル以下の小容量タイプ（一体型タイプ） （4）多機能タイプ（ふろ、洗面、台所等の給湯以外に、床暖房機能も有するもの。）
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器で、給湯部熱効率が 94%以上であること。 給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7%以上であること。

※1 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）のホームページに、認証製品の登録リストが掲載されています。

よくある質問

Q.1 他の助成制度と併用できますか。

A.1 併用できます。他の助成制度で既に助成を受けている、または受ける予定の場合でも、品川区からの助成金と他の助成制度からの助成金の合計額が、助成対象経費（機器本体および付属機器の購入に要する経費、設置工事費）の金額を超えない範囲ならば、品川区から助成を受けることが可能です。

Q.2 助成の残り件数・残り予算を教えてください。

A.2 ホームページに、助成決定状況を載せています。定期的に更新していますので、ご確認ください。

その他

・助成後はアンケートの回答をお願いする場合があります。

提出・問い合わせ先

品川区 都市環境部 環境課 環境管理係

〒140-8715 品川区広町2-1-36本庁舎6階

TEL 5742-6949

FAX 5742-6853